

法人に係る利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

平成25年度税制改正により、平成28年1月から法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税5%）が廃止されます。

法人のお客さまには、平成28年1月1日以降にお支払する預金利息等から地方税の特別徴収を行いませんので、お知らせいたします。

なお、個人のお客さま（事業性個人のお客さまを含む）については変更ございません。

※ 収益事業を行っている「任意団体」・「権利能力なき社団・財団」のお客さまで、都道府県民税の法人税割額を課されている場合には、法人の利子割（地方税5%）廃止の対象となる場合があります。

税理士または最寄りの税務署にご確認いただき、法人の利子割（地方税5%）廃止の対象となる場合はお取引店窓口で所定の手続きをお願いいたします。

お手続きされない場合は今までどおりに利子割（地方税5%）の特別徴収を行います。

《対象となる預金》

- ・普通預金
- ・通知預金
- ・納税準備預金（納税外の目的で払戻をした場合のみ）
- ・定期預金（積立定期預金を含む）
- ・定期積金

《税 率》

期間	平成27年12月31日まで	平成28年1月1日以降
税率	20.315% (国税15.315%+地方税5%)	15.315% (国税15.315%)

- ・上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。平成25年1月1日から平成49年12月31日までは課されており、源泉徴収いたします。
- ・普通預金、通知預金および納税準備預金は、平成28年1月1日以降にお支払する預金利息より地方税を特別徴収いたしません。
- ・定期預金および定期積金は、平成28年1月1日以降の満期時、中途解約時にお支払する預金利息より地方税を徴収いたしません。

【ご注意】

- ・今後の税制改正等により、内容が変更される場合があります。最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認いただけますようお願いいたします。
- ・お客さまの個別の状況に応じて、取扱が異なる場合があります。個別具体的なケースにかかる税務上の取扱等につきましては、税理士または最寄りの税務署にご確認いただけますようお願いいたします。

